

ご存じですか
固定資産税・都市計画税

家屋の税額のもととなる評価額(固定資産価格)は、購入価格や工事費ではなく、総務大臣の定める「固定資産評価基準」(以下「評価基準」)によって算出されています。

評価基準では、評価の時点で評価対象となった家屋と同一のものをその場所に新築するものとした場合に、必要とされる建築費を求め、家屋の建築後の経過年数に応じた減価を考慮し、家屋の価格を求める再建築費(価格)を基準として評価する「再建築価格方式」を採用しています。

長期優良住宅
固定資産税額の減額措置

認定を受けた長期優良住宅を新築した場合、当該住宅の固定資産税額を減額します。

これは建築主などが長期優良住宅建築等計画を作成し、市の認定を受けた住宅です。

対象要件
床面積の居宅部分120㎡まで

減額内容
新築住宅が課税されることとなった年度から5年度分の固定資産税(3階建て以上の中高層耐火住宅は7年度分)を2分の1に減額

手続き方法
新築した翌年の1月31日までに、認定通知書を添付の上、所有者が固定資産税減額申請書を提出してください。

問 課税課・資産税担当
TEL 06-6992-1454

市税は納期内の納付を

固定資産税・都市計画税と個人市・府民税(普通徴収分)の第1期分、軽自動車税(種別割)を納めていない人は、至急納付してください。納期限までに納付がない場合、納付されるまでの期間に応じて延滞金が加算されます。

また、8月31日(木)は個人市・府民税(普通徴収分)第2期分の納期限です。納期までに近くの金融機関やコンビニエンスストアなどで納付してください。また、口座振替(自動払込)を利用している人は、預金残高を確認してください。

納付できる資力があるにもかかわらず納付がない場合、財産(不動産・預金・給与など)に対し、差押や公売などを行います。納期限内での納付を必ずお願いします。

病気や失業などの理由で納付が困難な場合は、納期限までに納税課まで連絡してください。

問 納税課
TEL 06-6992-1852~1854

廃車などの手続きの場所

| 車種 | ▽原動機付自転車(125cc以下) ▽小型特殊自動車 ▽特定小型原動機付自転車(電動キックボード等) | 軽自動車(軽三輪・軽四輪) | ▽軽二輪(126~250cc) ▽二輪の小型自動車(251cc以上) |
|--------|--|---|--|
| 問い合わせ先 | 課税課・税政担当 TEL 06-6992-1458 | 軽自動車検査協会 大阪支店事務所・高槻支所 高槻市大塚町4-20-1 TEL 050-3816-1841 | 近畿運輸局 大阪運輸支局 豊屋川市高宮栄町12-1 TEL 050-5540-2058 |
| 持ち物 | ▽ナンバープレート ▽原動機付自転車申告済証 ▽本人確認書類(運転免許証、健康保険証など) | | |
| | 上記へ問い合わせください。 | | |

8月の市民無料相談

※祝日・休日の受付・相談はありません。ただし、生活不安や仕事の相談は日曜日も実施する場合があります。法律相談の同一内容の相談は原則1回です。



オンライン予約はこちら



| 種別 | 相談名 | 内容 | 日・曜日 | 時間 | 予約方法 | 場所 | 問い合わせ先 |
|------|------------------|------------------------------------|-------------|--------------------------------------|---|---------------------------|---|
| 法律 | 法律相談(弁護士) | 相続・離婚・金銭や土地建物の賃借問題など(1人30分・先着14人) | 毎週木曜日 | 13:00~16:30 | オンライン(相談日の1週間前の0:00から) 電話(相談日の1週間前の9:00から) | 市役所1階 市民相談室 101・102 | 人権室 TEL 06-6992-1512 |
| | 法律相談(司法書士) | 相続・離婚・金銭や土地建物の賃借問題など(1人30分・先着8人) | 第2・3・4火曜日 | 13:00~15:00 | | | |
| | 登記相談(司法書士) | 相続・贈与などの登記(1人30分・先着4人) | 第2水曜日 | 13:00~15:00 | | | |
| | 税務相談(税理士) | 相続・所得・贈与税など(1人30分・先着6人) | 第2金曜日 | 13:00~16:00 | | | |
| | 行政書士相談(行政書士) | 成年後見・各種契約書の作成など(1人30分・先着6人) | 第1火曜日 | 13:00~16:00 | | | |
| | 不動産一般相談(宅地建物取引士) | 賃貸借契約・不動産活用など(1人30分・先着6人) | 第1火曜日 | 13:00~16:00 | | | |
| 行政 | 行政相談(行政相談委員) | 国などの行政に対する要望や苦情など | 第4火曜日 | 10:00~12:00 | 前日まで | | |
| 人権相談 | 人権相談 | 人権相談員による相談 | 毎週月・水・金曜日 | 9:00~12:00 | 当日直接 | 市役所5階 相談室507 | |
| | | 人権擁護委員による相談 | 毎週木曜日 | 13:00~16:00 | 当日電話 | | |
| | | 人権相談員による電話相談 | 第2・4金曜日 | 17:00~20:00 | オンライン電話 | | |
| | 女性のための悩み相談 | 心理臨床カウンセラー・中井紀子氏による女性のための相談(1人50分) | 第1・2・3・4火曜日 | 13:00~16:00 | | | |
| | LGBTQ+人権相談 | トランスジェンダー当事者・柴谷宗叔氏によるLGBTQ+人権相談 | 第2木曜日 | 17:00~20:00 | | | |
| 福祉 | 福祉の総合相談 | コミュニティソーシャルワーカーによる福祉に関する総合相談 | 平日 | 9:00~17:30 | 当日直接 | 市役所7階守口市社会福祉協議会 | 守口市 社会福祉協議会 TEL 06-6992-2715 |
| | | | 平日 | 10:00~16:00 (各コミュニティセンターの開催日時を除く) | | 藤田事務所(藤田町4-20-1) | |
| | | | 8月8日(火) | 10:00~12:00 | | 北部コミュニティセンター | |
| | | | 8月22日(火) | | | 八雲東コミュニティセンター | |
| | | | 8月10日(木) | | | 南部エリアコミュニティセンター | |
| | 8月17日(木) | 東部エリアコミュニティセンター | | | | | |
| 生活 | 生活不安や仕事の相談 | 暮らしや仕事など、さまざまな困り事など | 平日 | 9:00~17:30 | 電話 | 市役所6階 くらしサポートセンター守口 | くらしサポートセンター守口 TEL 0800-200-8011 |
| | | | 第2・4日曜日 | 9:00~13:00 | | | |
| 介護 | 介護保険について | 弁護士による介護保険サービスに関する苦情相談(1人1時間以内) | 第2水曜日 | 15:30~17:30 | 前日までに電話 | 市役所1階 市民相談室102 | くすのき広域連合 TEL 06-6995-1516 同連合守口支所(高齢介護課内) TEL 06-6992-2180 |
| 空き家 | 空き家不動産無料相談会 | 空き家、不動産に関する困り事など | 第4月曜日 | 10:00~12:00 | 電話 | 市役所1階 市民相談室101 | (公社)全日本不動産協会大阪東支部 大枝公園 TEL 06-6991-8248 |
| 植物 | みどりの相談窓口 | 植物を育てる上での困り事など | 第3木曜日 | 13:00~16:00 | 電話 | 大枝公園 | 学校教育課 TEL 06-6995-3151 |
| 進路 | 進路選択などの相談 | 進路や奨学金のことなど | 平日 | 9:00~17:30 | 電話 | 市役所6階 学校教育課 | あえる TEL 06-6995-7833 |
| 子育て | 育児相談 | 子育ての不安や疑問など(妊娠中から相談可) | 月~土曜日 | 9:00~17:30 | 不要 | 市役所3階 あえる | |

生活保護適正化情報ダイヤル

市民の皆さんから、生活保護の不正受給などに関することや、本当に生活に困窮しているにも関わらず、市に相談していない人の情報などを受け付け、その情報をもとに独自に調査を行います。提供された情報は厳密に取り扱い、情報提供者の個人情報厳守します。市民の皆さんのご理解・ご協力をお願いします。

専用電話番号 06-6998-7921 受付時間 平日9:00~17:30

次のような情報をお待ちしています。
▽仕事をしているのに市に報告していない
▽財産があるのに、生活保護費を受給している
▽虚偽の世帯構成で生活保護を受けている
▽生活保護受給者を安いアパートに住まわせて保護費を搾取するなど、貧困ビジネスの疑いがある
▽自身の処方薬を他人に渡している
▽本当に生活に困っているのに、市や民生委員に相談していない

問 生活福祉課 TEL 06-6992-1593 Mori_seikatuf@city-moriguchi-osaka.jp